

介護保険の給付の対象となるサービス【非課税】

〈サービス利用料金(1日あたり)〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

①基本利用料金:6時間以上7時間未満の場合(単位:円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ご利用者の要介護度とサービス利用料金	8,334	9,241	10,128	10,993	11,889
うち、介護保険から給付される金額(9割)	7,500	8,316	9,115	9,893	10,700
うち、介護保険から給付される金額(8割)	6,667	7,392	8,102	8,794	9,511
うち、介護保険から給付される金額(7割)	5,833	6,468	7,089	7,695	8,322
サービス利用に係る自己負担額(1割)	834	925	1,013	1,100	1,189
サービス利用に係る自己負担額(2割)	1,667	1,849	2,026	2,199	2,378
サービス利用に係る自己負担額(3割)	2,501	2,773	3,039	3,298	3,567

②個別機能訓練加算(Ⅰ)(個別に機能訓練計画を作成し実施した場合)

1日につき 285円 【介護保険適用時の自己負担額は(1割)29円 (2割)57円 (3割)86円】

③個別機能訓練加算(Ⅱ)(個別に機能訓練計画を作成、実施内容を厚生労働省へデータ提出しフィードバックを受けた場合)

1月につき 211円 【介護保険適用時の自己負担額は(1割)22円 (2割)43円 (3割)64円】

④入浴介助加算(Ⅰ)(入浴介助を行った場合)

1日につき 422円 【介護保険適用時の自己負担額は(1割)43円 (2割)85円 (3割)127円】

⑤サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(職員総数の内、勤続7年以上の職員を30%以上配置しています)

1日につき 64円 【介護保険適用時の自己負担は(1割)7円 (2割)13円 (3割)20円】

⑥科学的介護推進体制加算(ご利用者の基本的な情報を厚生労働省へデータ提出しフィードバックを受けた場合)

1月につき 422円 【介護保険適用時の自己負担額は(1割)43円 (2割)85円 (3割)127円】

⑦介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合、ご利用頂いた基本単位と上記①から⑥までにより算定した単位数の10.4%を処遇改善加算としてご負担頂きます。

【介護保険適用時の自己負担はその都度算定】

⑧介護職員等特定処遇改善加算

現行の介護職員処遇改善加算に上乗せする形で厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合、ご利用頂いた基本単位と上記①から⑥までにより算定した単位数の2.4%を特定処遇改善加算としてご負担頂きます。

【介護保険適用時の自己負担はその都度算定】

⑨介護職員等ベースアップ等支援加算

現行の介護職員処遇改善加算に上乗せする形で厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合、ご利用頂いた基本単位と上記①から⑥までにより算定した単位数の2.3%をベースアップ等支援加算としてご負担頂きます。

【介護保険適用時の自己負担はその都度算定】

(2)介護保険の給付対象とならないサービス【税込】

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用

ご利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金:1食あたり580円 (2024年7月1日より1食あたり650円となる予定です)

②喫茶の提供にかかる費用

ご利用者に提供する喫茶のお菓子や飲み物にかかる費用です。

料金:1回あたり50円 (2024年7月1日より1回あたり100円となる予定です)

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:かかった費用の実費

④通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

通常の事業実施地域外は、片道10km未満300円

片道10kmから20km未満500円

片道20km以上の場合10kmごとに300円加算

⑤おむつ代

ご利用者に提供するおむつなどの費用です。

おむつ代:(フラット式・パンツ式ともに)1枚あたり150円

尿とりパット:1枚あたり50円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

⑦複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑧写真代

ご利用中に撮影した写真の購入を希望される場合は、費用をご負担いただきます。

1枚につき 100円 (2024年7月1日より)